送配電部門の事業外損益（③）	
送配電部門の特別損益（④）	
インバランス取引等損益（⑤）	
インバランス取引損益	
最終保障供給取引損益	
調整後税引前送配電部門当期純利益（又は調整後税引前送配電部門当期純損失）（⑥＝①－②－③－④－⑤）	
調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等（⑦）	
調整後送配電部門当期純利益（又は調整後送配電部門当期純損失）（⑧＝⑥－⑦）	
送配電部門の事業報酬額（⑨）	
追加事業報酬額（⑩）	
送配電部門の財務費用（株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。）（⑪）	
当期超過利潤額（又は当期欠損額）（⑫＝⑧－⑨－⑩＋⑪）	
うち想定原価と実績費用との乖離額	

（記載注意）

1　インバランス取引等損益は、インバランスの取引及び最終保障供給に係る収益からインバランスの取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。

2　インバランス取引損益は、様式１第11表のインバランス収支計算書に記載された営業利益（又は営業損失）の額とすること。

3　最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益（基準託送供給料金に相当する額を除く。）から最終保障供給に係る費用（基準託送供給料金に相当する額を除く。）を控除した額とすること。

4　調整後税引前送配電部門当期純利益に係る法人税等は、法定実効税率を用いて算定すること。

5　送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。

6　追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。

7　想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。

8　必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。

（ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正）

第二条　ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の点線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の点線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第３（第５条関係） 超過利潤額等の算定方法 １．別表第１により作成した様式第１の託送収支計算書を基に、次の方法により様式第３第１表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第48条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第49条第１項に規定する届出を行っている事業者及び法第76条第１項ただし書の承認	**別表第３**（第５条関係） 超過利潤額等の算定方法 １．別表第１により作成した様式第１の託送収支計算書を基に、次の方法により様式第３第１表の超過利潤計算書を作成すること。ただし、法第48条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第49条第１項に規定する届出を行っている事業者及び法第76条第１項ただし書の承認